宇部市森林環境保全事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、森林の保全及び本市の林業振興を図るため、市内において森林環境保全事業（以下「事業」という。）を行うものに対し、補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象事業等）

第２条　市長は、予算の範囲内において、交付対象事業に要する経費の一部を補助するものとする。

２　補助金の交付対象となる事業の名称、目的及び補助対象者は別表１に掲げるとおりとし、補助金の事業区分、採択基準、補助対象経費及び補助率又は補助金の額は別表２に掲げるとおりとする。

（事前計画）

第３条　補助金の交付対象となる事業のうち、民有林造林事業（単独市費事業）、林業担い手育成事業、繁茂竹林対策整備事業について補助を受けようとする者は、当該年度補助を受けようとする事業の実施予定時期、概算事業量等を記載した事前計画（様式第１号）を事業に着手する３０日前又は１１月末日のいずれか早い期日までに作成し、市長に提出するものとする。

２　実施予定場所の変更、概算事業量の大幅な増減がある場合は、事業に着手する３０日前までに改めて事前計画を提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、市長が指定する期日（別表３）までに、宇部市森林環境保全事業補助金交付申請書（様式第２号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市森林環境保全事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該事業主体に通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の変更等）

第６条　前条第１項の規定による交付の決定通知を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、事業の変更等に係る承認を受けようとするときは、宇部市森林環境保全事業補助金変更承認申請書（様式第４号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　変更等の承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合とする。

(１) 事業の中止、導入する機械・機器の変更

(２) 補助金の額の増額又は20パーセントを超える減額

（補助金の変更交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市森林環境保全事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により当該補助事業主体に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の変更交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第８条　スマート林業支援事業の補助事業主体は、交付決定を受けた事業を完了したときは、その完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該事業年度の３月１５日のいずれか早い期日までに宇部市森林環境保全事業実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査等の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市森林環境保全事業補助金の額の確定通知書（様式第７号）により当該補助事業主体に通知するものとする。

（義務）

第１０条　別表1に掲げる民有林造林事業、林内作業道開設改良事業、繁茂竹林対策整備事業の補助事業主体は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年間は、事業を実施した区域の適正な維持管理に努めなければならない。

（書類の整備及び保存）

第１１条　補助金の交付を受けた補助事業主体は、事業の収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存しなければならない。

（報告及び検査）

第１２条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業主体に対して報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１３条　市長は、補助事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱に違反したとき。

⑵　提出書類への虚偽の記載、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑶　補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

⑷　事業の施行方法が不適であると認められるとき。

⑸　その他市長が不適と判断したとき。

２　市長は、前項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助事業主体に対し、期限を定め補助金の返還を命ずるものとする。

（森林以外への転用）

第１４条　森林所有者は、繁茂竹林対策整備事業を実施した区域を森林以外の用途に転用しようとするときは、あらかじめ市長に転用届（様式第８号）を提出すること。

２　市長は、森林所有者から転用届が提出された場合には、その内容を審査し、その目的が公共用等で公益上やむを得ないものと判断される場合は、第９条第２項により交付した補助金の返還を請求しない。

（費用の返還）

第１５条　市長は、森林所有者から提出された転用届の内容が、第１４条第２項に定める公益上やむを得ないものと判断される場合以外又は無届で転用された場合は、森林所有者に対して、転用面積に見合う補助金の返還を請求できる。

２　市長は、前項の請求にあたり、事前に森林所有者から意見を聴取するとともに、森林所有者の同意の上、納付通知書送付し納入させるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　宇部市竹林環境整備事業補助金交付要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別　表　１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の名称 | 事業の目的 | 補助対象者 |
| 民有林造林事業（国・県補助対象事業） | 市内において行う造林事業に係る経費について補助する。 | 山口県造林事業等補助金交付要綱に準じる。 |
| 民有林造林事業（単独市費事業） | (1)森林所有者(2)森林組合(3)山口県の「意欲と能力のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理実施権の設定希望区域としている者(4)市内の地域森林計画の対象森林（以下「市内計画対象森林」という。）において、適法に伐採を行った実績のある市内に居住する個人の林業者 |
| 林内作業道開設改良事業 | 民有林の間伐等の促進及び林業生産基盤の拡充を図るために実施する作業道開設改良に要する経費について補助する。 | (1)森林所有者(2)森林組合(3)市内に事業所（本社）を有し、山口県の「意欲と能力のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理実施権の設定希望区域としている者(4)市内計画対象森林において、適法に伐採を行った実績のある市内に居住する個人の林業者 |
| 林業担い手育成事業 | 林業の安定化を図るため、新規に林業に就業する宇部市在住の者（以下「新規就業者」という。）の確保及び育成に必要な経費を補助する。 | (1)森林組合(2)市内に事業所（本社）を有し、山口県の「意欲と能力のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理実施権の設定希望区域としている者 |
| スマート林業支援事業 | ICT等の先端機器や高性能林業機械等を活用して、施業の省力化及び効率化に要する経費を補助する。 | 次の各号のいずれかに該当し、かつ、山口県の「意欲と能力のある林業経営者」として登録され、宇部市を経営管理実施権の設定希望区域としている者(1)森林組合(2)市内に事業所（本社）を有する法人 |
| 繁茂竹林対策整備事業 | 竹の侵入によって荒廃しつつある市内の森林において、営利を目的としない（営利目的の事業者への譲渡を含む）竹林整備に係る経費について補助する。 | 竹林伐採（全伐）は(1)が、緩衝帯整備は(1)～(4)が補助対象者(1)森林所有者(2)農業法人(3)中山間地域等直接支払交付金を活用した取組を行う協定集落(4)多面的機能支払交付金を活用した取組を行う活動組織 |

別　表　２－１

民有林造林事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 採択基準 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 国・県補助対象事業 | ・植栽・下刈り・枝打ち・除伐 ・保育間伐・間伐・鳥獣害防止施設等整備 | 山口県造林事業等補助金の交付決定及び額の確定通知を受けていること。 | 山口県造林事業等補助金交付要綱（森林環境保全直接支援事業）に準ずる。 | 県が定める造林補助事業費標準単価×施業面積（延長）×係数又は実行経費のいずれか低い方から国・県の補助金額を除した額（係数）森林組合：1.4森林組合以外：1.0 |
| 単独市費事業 | ・保育間伐・間伐 | 私有林（市内計画対象森林）で1施行地が0.1ha以上。 |

備考　単独市費事業は森林経営計画、特定間伐等促進計画及び森林経営管理法第３５条第１項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいて行わない事業に限る。

別　表　２－２

林内作業道開設改良事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採 択 基 準 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| １ 開設（改良）の目的が次に掲げるもののいずれかに該当すること。 (1)民有林の間伐等の施業面積0.2ha以上 (2) その他林業生産活動に必要と市長が認めるもの ２ 規格 (1) 延長は、原則として100ｍ以上 （竹林整備50ｍ以上）(2) 幅員１．５ｍ以上３ｍ未満にあっては民有林内作業車が、幅員３ｍ以上にあっては４ｔトラック以上が安全に通行できること。３ その他他の補助金を活用していないもの。 | 宇部市管内において、民有林の間伐等の促進を図るための幅員1.5m以上の作業道の開設（改良）に要する経費 | 定額(1)幅員1.5ｍ以上2.0ｍ未満 ｍ当り 500円 (2)幅員2.0ｍ以上3.0ｍ未満 ｍ当り 1,600円 (3) 幅員3.0ｍ以上 ｍ当り 2,000円 ※改良事業は各号に1/2を乗じた額 |

別　表　２－３

林業担い手育成事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 採 択 基 準 | 補助対象経費 | 補助率 | その他 |
| 林業就業支援 | １　新規就業者の内、以下の要件をいずれも満たすもの。1. おおむね年間150日以上林業に従事していること又は従事することが確実に見込まれること
2. 就業後3年以内の者とする。

２　その他の補助金等を活用していないもの | 補助対象者が新規就業者に使用させるために新品で購入する林業用機械、器具、その他これらに類する物品の購入費（消費税及び地方消費税を除いた額） | 補助対象経費の50%（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、100,000円を上限とする。） | 補助金の申請は新規就業者1人につき1会計年度１回を限度とする。 |
| 林業研修支援 | 補助対象者が負担する別表2-3-1に掲げる新規就業者の研修（過去に受講してないもの）に係る受講料（消費税及び地方消費税を除いた額） | 研修に係る補助対象経費の100% |

別　表　２－３－１

|  |
| --- |
| 対象となる研修 |
| １　普通救命講習２　刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育３　伐木等の業務に係る特別教育４　荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育（はい作業主任者技能講習）５　走行集材機械の運転の業務に係る特別教育６　伐木機械等の運転の業務に係る特別教育７　簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育８　機械集材装置又はショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育９　車両系建設機械運転技能講習10　車両系建設機械運転技能講習（解体）11　小型移動式クレーン運転技能講習12　不整地運搬車運転技能講習13　玉掛技能講習14　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者講習15　林業架線作業主任者16　搬出オペレーター育成研修17　林道作業道オペレーター育成強化研修18　その他市長が認めるもの |

別　表　２－４

スマート林業支援事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | その他 |
| 情報通信技術等活用支援 | 高性能電子計算機、情報通信端末機、オルソ画像化ソフト、ドローン（森林調査用）、林内測量機器等の購入又はリースに要する経費（消費税及び地方消費税を除いた額） | 補助対象経費の50%。ただし、他の補助金等を活用する場合は、補助対象経費から他の補助金等を控除した額を補助金の上限とする。 | 補助金の申請は、一経営体につき、1会計年度~~年~~１回を限度とする。 |
| 高性能林業機械リース支援 | フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ等の高性能林業機械のリースに要する経費（消費税及び地方消費税を除いた額） | 補助金の申請は、一経営体につき、1会計年度1,200,000　円を上限とする。 |

別　表　２－５

繁茂竹林対策整備事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 採 択 基 準 | 補助対象経費 | 補助金の額 | その他 |
| 竹林伐採（全伐） | 市内計画対象森林において、次の要件を全て満たす森林・私有林・1施行地が概ね0.02ha以上0.5ha未満 | 人工林又は天然林に侵入した竹及びこれに隣接する竹林の竹の伐採に係る経費 | ① 事業主体が自ら整備する場合：施行面積に200円/㎡を乗じた額（限度額20万円）②事業体へ委託の場合：施行面積に250円/㎡を乗じた額又は実行経費のいずれか低い方。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（限度額35万円）※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 | ・補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年間は、事業を実施した区域の適正に管理し、森林以外に転用しないこと。・補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年間は、同一の箇所の補助金申請不可。・他の補助金等を活用していないもの |
| 緩衝帯整備 | 市内計画対象森林及び接続する対象外森林（市内計画対象森林面積の概ね2割以内）において、次の要件を全て満たす森林・私有林・1施行地が概ね0.05ha以上0.5ha未満・山林方向に奥行き10メートル以上の整備箇所があること・森林に隣接、あるいは森林から概ね30メートル以内にＷＭ又は電気柵で囲まれている耕作農地があること | 人工林又は天然林に侵入した竹及びこれに隣接する竹林等を山林方向に奥行き10～20メートル程度の幅での伐採に係る経費 |

別　表　３

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 | 市長が指定する期日 |
| 民有林造林事業、林内作業道開設改良事業、繁茂竹林対策整備事業、林業担い手育成事業 | 事業完了後３０日以内とし、最終提出期限を３月１５日とする。 |
| スマート林業支援事業 | 事業に着手する３０日前 |